

県営住宅入居者の家賃等の二重引き落としについて

県営住宅の一部の入居世帯について、家賃及び駐車場使用料が指定の金融機関口座から二重に引き落とされていることが判明しました。

対象者世帯には、差額を返還するとともに、今後、同様の事案が生じないように、再発防止に努めます。

1 対象件数及び金額

最大 56 世帯 90 件、合計 1, 181, 500 円

(令和 8 年 7 月分、7 月 31 日 (金) 引き落とし)

→<内訳>

	件数	金額
家賃	54 件	1, 123, 200 円
駐車場使用料	36 件	58, 300 円

2 原因

県職員が県営住宅管理システムに新規入居者の引き落とし口座を登録する際、登録操作ミスにより、誤って既存入居者の一部の口座振替データが二重に作成されたもの

3 今後の対応

対象者に個別に謝罪の連絡をし、速やかに返金処理を行います。

4 再発防止策

県営住宅管理システムにおいて、同様の操作ミスによる登録ができないように改修する。